

## 第4回 恵那市し尿処理施設あり方検討委員会 会議録

日時：令和8年3月13日（金） 午後1：00から

場所：恵那市役所西庁舎4階4A会議室

1. 開会
2. あいさつ（委員長）
3. 議題
  - (1) 第3回委員会の指摘内容を踏まえた各施設整備方法の比較検討結果
    - 1 経済性
    - 2 技術的項目
    - 3 環境負荷・その他
  - (2) 今後検討が必要な項目
  - (3) 各施設整備法案の特徴について
  - (4) まとめ
4. その他
5. 閉会（副委員長）

○ 会議の公開・非公開・・・公開

○ 出席者の数・・・8名中8名（以下のとおり）

区 分	所 属	役 職	氏 名	出 欠
学識経験を有する者	一般財団法人 日本環境衛生センター	環境施設計画課長	小林 剛	○
学識経験を有する者	名古屋大学	准教授	小林 敬幸	○
既存施設の地域を代表する者	武並地域自治区	会長	渡邊 勝則	○
既存施設の地域を代表する者	藤区協議会	会長	伊佐地 静雄	○
既存施設の地域を代表する者	山足自治会	自治会長	佐々木 資恩	○
し尿収集運搬事業を代表する者	東海環境事業株式会社	本部長	北川 寛明	○
行政機関	岐阜県恵那県事務所環境課	課長	伊藤 明	○
行政を代表する者	恵那市役所水道環境部	部長	梅村 浩三	○

## 1. 開会

### ■事務局

定刻となったので、第4回恵那市し尿処理施設あり方検討委員会を開会する。

委員8名全員の出席をいただいた。当委員会設置要綱第6条第2項の規定により、会議の開催に必要な定足数を満たしていることを報告する。

また、本日の委員会は「恵那市附属機関等の公開に関する要綱」により公開する。

委員会名簿、会議資料、議事録は、市ウェブサイトにて公開する。

## 2. あいさつ

### ■委員長

日本環境衛生センターの小林です。第3回検討委員会では、事務局から提示された比較検討に対して皆様からご意見をいただきました。

今回の委員会では、第3回の補足事項の説明と最終的な今後のあり方も含めて皆様のご意見をいただきたいので、よろしくお願いします。

## 3. 議題

### ■事務局

議事の進行については、当委員会設置要綱第6条第1項の規定により、委員長にお願いする。

### ■委員長

それでは議事を進めさせていただく。委員の皆様の慎重な審議をお願いします。これより事務局から一括して説明を行う。ご意見、ご質問等は説明の後にお受けする。

### ■事務局

(資料に基づき事務局及び中日本建設コンサルタントより資料の説明)

## ○質疑等

### ■委員

①案、②案（下水道放流施設を新設する場合）については、下水道が整備されている地域のみが対象となるのか。

→事務局

①案、②案での整備を検討する場合は、公共下水道や特定環境保全公共下水道の区域内または近接が施設整備の候補地となる。

### ■委員

13ページの下水処理場とは、現時点ではどこを想定しているのか。

→事務局

現実的な処理能力を踏まえると、恵那市浄化センターで検討する可能性が高いと考えている。

■委員

新たな施設の供用開始は、早くても令和16年度。それまでに既存施設が故障した場合の対策は、どのように考えているか。

→事務局

日常点検と定期点検を継続して行う。故障や不具合があれば速やかに修繕し、処理機能の維持に努める。

→委員

前回の委員会で、汚泥焼却設備は令和11年度が使用の限界という話があったが大丈夫か。

→事務局

計画的に補修することで、安全な運転の継続と施設の維持に努めている。

■委員

昨年、恵那市のごみ処理施設が故障した際は、周辺の市に処理をお願いしたことがあった。藤花苑の緊急時には、他市の処理場で処理していただくような協定はあるか。

→事務局

他の自治体と災害時の協定は締結していない。緊急時は恵南衛生センターへ搬入することになるが、処理量に限界があり、他の方法を検討する必要がある。

■委員

いずれの案も、供用開始が令和16年度もしくは令和17年度となっている。事業に関する手続きや調査、設計・業者選定に加え、①案、②案では用地の設定が必要となる。広域ごみ処理施設でも用地選定に1年以上かかる経緯を踏まえると、2年程度遅らせざるを得ないのではないか。

→事務局

①案、②案の用地については、下水処理場内にし尿受入施設を建設する場合と、下水処理場の外に新たに確保して建設する場合を想定している。下水処理場内に建設する場合は、計画通りに進む可能性が高いが、新たな用地を探すことになった場合は、用地確保に時間を要する可能性がある。

■委員

①案、②案を検討する場合は、対象となる地域の代表者による検討会議を設ける予定はあるか。

→事務局

①案、②案の場合は地域が特定されることから、対象地域への説明は必要。ただし、検討会議とするかどうかは現段階で決めていない。十分に調査検討したうえで、施設整備の方法、処理方式を決めていきたい。その後、対象地域には丁寧な説明を行っていく。

#### ■副委員長

4ページの経済性において、①案の場合、下水道料金に施設の使用料が入っていると思うが、②案の場合は、施設使用料をどこで負担するのか。不公平感が出ない運営を行う上で、どのように公平とするのか。

→事務局

①案は汚泥をそのまま水で希釈するため、希釈倍率が高くなり下水道料金が目立つ。一方で②案は前脱水後に希釈を行うため、①案と比べて希釈倍率が下がり下水道料金が目立たないが、両案とも下水処理場の使用料は下水道料金に含まれている。

→副委員長

下水処理場への汚濁負荷の差と同等に料金の差が設けられているのか。

→事務局

汚濁物質を除去する上で、①案は下水処理場に、②案はし尿処理施設に大きな負荷がかかることになる。しかし、下水処理場からの放流水は最終的に同等のものであるため、双方を合わせた負荷は2案とも同等になると考えられる。ただし、し尿処理水を投入することにより下水処理場にかかる具体的な影響については、今後検証が必要となる。

→委員長

下水処理場の料金負担については、住民の負担や不公平感を払拭するために検討するケースもある。仮に今後①案、②案を進める場合には、そういった部分の検討もしていただきたい。

#### ■委員

藤花苑の汚泥焼却設備は、いつ使用できなくなるかわからない状況にある。新施設の検討と並行して、焼却設備が使用できなくなった場合の脱水汚泥の処分方法も検討する必要があると思うが、現段階ではどうなのか。

→事務局

現在、焼却施設を介さずに汚泥を処分する方法を検討している。

#### ■委員

人口が減少傾向にあるなか、新施設を30年後に延命化するとすると、さらに対象人口が減っている可能性もある。何十年後に過剰な施設とならないよう、より長い視野で検討を進める必要がある。

#### ■委員

7ページの2-1、早期に実施が必要な課題の「(1) 藤花苑の搬入し尿及び浄化槽汚泥の搬入性状値の分析」について、どの点が③案、④案に関係するのか。

→事務局

③案、④案は生物処理を行うため、性状値の大きさにより水槽の必要容量が変わる。延命化する場合には既設の水槽が使えるかどうか。使えない場合は、新たにどんな水槽の整備が必要かを検証する際に必要となる。

#### ■委員

汚泥搬出における臭気の問題について、し尿収集運搬事業者を代表する委員に住民への影響はどの程度かお聞きしたい。

→委員

脱臭装置などが設置された室内でしばらく待機し、搬出までにある程度臭気を落ち着かせる。コンテナ自体を密閉し脱臭装置を直接つなぐなど、臭気対策は行っているが完全になくすことはできない。また、脱臭装置のメンテナンスをある程度頻繁に行えば効果を得られやすい。

→委員長

消臭剤を用いる例もあり、費用をかければ対策はできる。しかし、実際に業務に携わっている方と住民の感覚にはずれがあるので、費用対効果を含めどこまで対策を行うかの検討は必要である。

#### ■委員長

税金を使って行う事業である以上、経済性を十分に考慮することが重要である。

また、現段階では概略的な検討段階であるため、臭気対策や用地選定などについても十分に注目し、慎重に検討を進めるべきである。

さらに、いずれの整備方法においても、用地選定や住民理解の確保は重要な課題であることから、これらの点についても、十分に協議しながら検討を進める必要がある。

#### ■委員

4月に地域の総会を開く。いずれの案であっても、藤花苑は少なくとも令和17年程度までは稼働しなくてはならないという説明でよいか。

→事務局

処理方式や用地などが不確定なため、現時点で次期施設の稼働時期を具体的に示すことはできない。資料のとおり、令和16年度頃までは藤花苑を稼働する必要があると考える。

#### ■委員長

事務局から提示された資料については、現時点で整理できる内容は概ね整理されている。これまでの議論を踏まえると、整備方法の選択大きな分岐点は、下水道との連携の可否であると考えられる。

下水道との連携については、搬入性状の設定や費用負担、下水道事業の交付金の活用可能性など、今後さらに検討を深める必要がある。また、建設費のみで比較すると河川放流型よりも安価になる可能性もあることから、道路整備等の関連事業も含めて引き続き検討することが望ましい。

下水道との連携を検討する際には、搬入性状や処理量の把握、接続する管渠の位置、下水処理場への投入方法などについて十分に調査・検討を行う必要があり、下水道部局や県等の関係機関と協議しながら進めていく必要がある。また、し尿処理の安全性・安定性を確保することが前提であり、下水処理場への影響や市の下水道条例との関係も踏まえて検討する必要がある。

一方、河川放流型については、既存施設（藤花苑）の延命化を行った場合でも、使用期間は概ね15年程度にとどまり、その後再度施設整備を検討する必要があることから、投資効果の観点で課題があると言える。

また、新施設の整備には8年程度の期間を要することが想定されるため、それまでの間は、現施設を確実に維持管理する必要がある。設備故障時の対応として汚泥の場外搬出の可能性や費用、搬出方法などについても事前に検討しておくことが望ましく、現施設を使用する期間は適切なメンテナンスを行い、周辺環境への影響が生じないように管理していく必要がある。

河川放流型の新設案については、処理の確実性、資源循環、災害時のリスク分散などの観点で優れている一方、建設費が多額となり経済性では不利になる可能性がある。

以上を踏まえ、まずは下水道との連携の可能性について検討を進め、技術的・経済的な課題が大きい場合には、河川放流型の施設整備について検討していくことが必要ではないかと考える。

#### ■副委員長

全人口の何%程度が今回の対象となるのか。

→事務局

藤花苑の処理対象地域は恵那市の北部。当該地域の人口約2万8千人に対して処理対象は約1万人、36%程度が対象となる。

→委員長

下水道放流施設を検討する場合、対象地域で発生するし尿や浄化槽汚泥を含めた生活排水を、し尿処理事業と下水道事業が連携して処理することになる。対象地域全体の汚水処理に係る事業になるため、下水道事業とし尿処理事業の連携は、住民の負担も含め多くの課題がある。

#### ■委員

いずれの整備方法についても、周辺地域の市民の理解と協力、安全性の確保が最も重要であると考え。この点の考慮は十分していただきたい。

#### ■委員長

その他意見等あるか。なければ進行を事務局にお返りする。

#### ■事務局

委員の皆様には熱心なご意見を賜りお礼を申し上げます。

いただいた意見の中でも、藤花苑の適切な維持管理は最優先で務め、今後方針を決めていくにあたっては下水道部門としっかり協議し、地域の理解、安全性に配慮する。そして、施設が止まった時の危機管理についても十分検討する。

本日までいただいた意見は取りまとめ、委員長等に確認し、改めて委員の皆さんに送付させていただくとともに、市ホームページで公開する。

市は委員会の意見を踏まえ、令和8年度に整備方針を決定する予定。

本委員会の所掌事務は、し尿処理施設のあり方に関する事項の検討である。本日が最後の開催となるため、本日をもって検討委員会は解散となる。

最後に、水道環境部長からお礼を申し上げます。

#### ■水道環境部長

第1回から第4回まで慎重審議いただき感謝する。施設のあり方を考える上で地域の理解と協力が大切であることを再確認した。いただいた意見を基に、今後どうしていくか考えていく。

委員の皆さまには大変重い内容を議論いただき、ご負担をおかけしたが、本日まとめることができたことに感謝する。

#### 4. その他

##### ■事務局

事務連絡のみ

#### 5. 閉会（副委員長）

長きにわたり議論いただいた。まだ中間だと思うが結論を共に出していただいたことに感謝する。以上をもって、委員会を閉会する。

14：20終了